

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の任期	経済振興部会	第5回		
2	選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会	第5回		
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の構成	経済振興部会	事務局		
2	報酬及び費用弁償	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 委員の任期
------	---------------------	------	---------

協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期は、現行のとおり継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>任期</p> <p>平成20年7月20日～平成23年7月19日</p>	<p>任期</p> <p>平成18年3月30日～平成21年3月29日 (新農業委員：平成21年3月30日～ 平成24年3月29日)</p>
相 違 点 と 課 題	委員の任期に相違がある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	2 選挙区及び選挙区の委員の定数
------	---------------------	------	------------------

協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で、農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数は、現行のとおり継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>委員</p> <p>選挙委員定数 40名</p> <p>選挙区 市内を9選挙区に分割している</p>	<p>委員</p> <p>選挙委員定数 15名</p> <p>選挙区 植木町の全域</p>
相 違 点 と 課 題	選挙区の数に相違点がある。	